

発議第 1 号

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

令和 8 年 3 月 23 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会
委員長 近藤 久子

(提案理由)

庄原市行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及びその所管事項の改正を行おうとするものである。

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

庄原市議会委員会条例（平成 17 年庄原市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務常任委員会」を「総務経営常任委員会」に改め、同項第 3 号中「企画建設常任委員会」を「産業建設常任委員会」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

常任委員会の名称	所管
総務経営常任委員会	総務部、経営政策部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
教育民生常任委員会	市民部、健康福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項
産業建設常任委員会	産業振興部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の庄原市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき次の表の左欄に掲げる常任委員会（以下「旧常任委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員に選任され、又は互選されている者は、改正後の庄原市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づきそれぞれ同表の当該右欄に掲げる常任委員会（以下「当該新常任委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員に選任され、又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定に基づき各旧常任委員会の委員長、副委員長又は委員にそれぞれ選任され、又は互選されている者の残任期間とする。

総務常任委員会	総務経営常任委員会
企画建設常任委員会	産業建設常任委員会

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき各旧常任委員会に付議されている事件は、改正後の条例の規定に基づき当該新常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき各旧常任委員会の所管事務に係る閉会中の継続調査に付されている事項は、改正後の条例の規定に基づき当該新常任委員会の閉会中の継続調査にそれぞれ付された事項とみなす。

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行																				
<p>第1条 略</p> <p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>総務経営常任委員会</u> 6人</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>産業建設常任委員会</u> 6人</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第31条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">常任委員会の名称</th> <th style="text-align: center;">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総務経営常任委員会</u></td> <td>総務部、経営政策部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</td> </tr> <tr> <td>教育民生常任委員会</td> <td>市民部、健康福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td><u>産業建設常任委員会</u></td> <td><u>産業振興部、建設部</u>及び農業委員会の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>予算決算常任委員会</td> <td>予算及び決算に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	常任委員会の名称	所管	<u>総務経営常任委員会</u>	総務部、経営政策部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	教育民生常任委員会	市民部、健康福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項	<u>産業建設常任委員会</u>	<u>産業振興部、建設部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項	予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項	<p>第1条 略</p> <p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>総務常任委員会</u> 6人</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>企画建設常任委員会</u> 6人</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第31条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">常任委員会の名称</th> <th style="text-align: center;">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総務常任委員会</u></td> <td>総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</td> </tr> <tr> <td>教育民生常任委員会</td> <td><u>生活福祉部</u>、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td><u>企画建設常任委員会</u></td> <td><u>企画振興部、環境建設部</u>及び農業委員会の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>予算決算常任委員会</td> <td>予算及び決算に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	常任委員会の名称	所管	<u>総務常任委員会</u>	総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	教育民生常任委員会	<u>生活福祉部</u> 、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項	<u>企画建設常任委員会</u>	<u>企画振興部、環境建設部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項	予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項
常任委員会の名称	所管																				
<u>総務経営常任委員会</u>	総務部、経営政策部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項																				
教育民生常任委員会	市民部、健康福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項																				
<u>産業建設常任委員会</u>	<u>産業振興部、建設部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項																				
予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項																				
常任委員会の名称	所管																				
<u>総務常任委員会</u>	総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項																				
教育民生常任委員会	<u>生活福祉部</u> 、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項																				
<u>企画建設常任委員会</u>	<u>企画振興部、環境建設部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項																				
予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項																				

改 正 案	現 行				
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に改正前の庄原市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき次の表の左欄に掲げる常任委員会（以下「旧常任委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員に選任され、又は互選されている者は、改正後の庄原市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づきそれぞれ同表の当該右欄に掲げる常任委員会（以下「当該新常任委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員に選任され、又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定に基づき各旧常任委員会の委員長、副委員長又は委員にそれぞれ選任され、又は互選されている者の残任期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="296 1055 833 1155"> <tr> <td>総務常任委員会</td> <td>総務経営常任委員会</td> </tr> <tr> <td>企画建設常任委員会</td> <td>産業建設常任委員会</td> </tr> </table> <p>3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき各旧常任委員会に付議されている事件は、改正後の条例の規定に基づき当該新常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき各旧常任委員会の所管事務に係る閉会中の継続調査に付されている事項は、改正後の条例の規定に基づき当該新常任委員会の閉会中の継続調査にそれぞれ付された事項とみなす。</p>	総務常任委員会	総務経営常任委員会	企画建設常任委員会	産業建設常任委員会	
総務常任委員会	総務経営常任委員会				
企画建設常任委員会	産業建設常任委員会				